

近世領邦バイエルの「都市貴族 (Patriziat)」再考 「社会的流動性」と男性・女性・子ども¹

大場 はるか

はじめに

1980年代のドイツ語圏では社会史の興隆とともに、神聖ローマ帝国内部の「社会的流動性」について活発な議論が行われた²。そこでは「規範の変容」に焦点があてられ、この観点から身分制の変容に関する考察が進められた。その際、出生身分を基盤としていた各集団のヒエラルヒーが、学識など別の要素の登場によって変容する時期や、職業を基盤とした新たな階層化が身分的秩序に取って代わる時期が問題となった。この階層の変容は16世紀以降の「文書化 (Verschriftlichung)」や「法化 (Verrechtlichung)」といった統治業務の変容とも関係している³。今後の重要な課題としては、同時代の人々による身分制の「認識 (Wahrnehmung)」と、この認識の変容を明らかにすることが挙げられた⁴。この指摘を受け、1980年代後半から都市上層部の身分的な上昇と貴族との関係に注目する研究者が増え、同時に「都市貴族 (Patriziat)」に関する論文も増加した。都市貴族について、社会史の大家ハンス・ウルリヒ・ヴェーラーは、「最初は同一の職業をベースにした身分的集団であったが、しだいに財産をベースにした集団となって支配者層へと変容し、最終的には出生身分となった」と述べている⁵。

都市貴族の社会的流動性に関する研究動向は、日本では包括的には辿られていない⁶。水平方向の動き——例えば宗派の対立に起因する「移動」——に関する研究は日本でも進められたが、垂直方向の動きは国内ではあまり論じられなかった⁷。また、国内外の先行研究は都市貴

-
- 1 本稿は、著者が2005年に九州大学人文科学府に提出した修士論文(題目:居城都市ミュンヘンにおける都市門閥の近世的確立と変容—領邦身分制の一考察として)を見直し、部分的に修正を加えた上で加筆したものである。
 - 2 「社会的流動性」という用語については以下を参照。ピーター・バーク著、佐藤公彦訳『歴史学と社会理論—第二版』(慶應義塾大学出版会、2009年)93~96頁。この訳書では「社会的移動性」という訳語が使用されているが、「社会的流動性」という訳を使用した研究の方が多く、「移動性」という訳は水平方向の動きのみを示しているように誤解される可能性があるため、本稿では「流動性」という訳を採用する。
 - 3 Vgl. Schulze, Winfried: Einführung in die Neuere Geschichte, 4. Aufl., Stuttgart 2002, S. 46.
 - 4 Vgl. Schulze, Winfried (Hg.): Ständische Gesellschaft und Soziale Mobilität, München 1988.特にシュルツェによる序を参照。シュルツェの指摘を受けて出版された研究書の一つとして、下記の論文集があげられよう。Lanzinner, Maximilian (Hg.): Der Reichstag 1486-1613. Kommunikation. Wahrnehmung. Öffentlichkeiten, Göttingen 2006.
 - 5 Wehler, Hans-Ulrich: Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 1: 1700-1815, München 1989, S. 185.
 - 6 中世に関しては服部良久が著書の一部で身分間の流動性に触れている。服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』(創文社、1998年)。
 - 7 例えば、踊共二『改宗と亡命の社会史—近世スイスにおける国家・共同体・個人』(創文社、2004年)。社会的流動性について考察したわけではないが、領邦都市の上層部に焦点をあてた論文として、皆川卓の論稿を挙げておきたい。皆川卓「初期領邦国家と名望家市民—16世紀ヴェルテンベルクの場合」(『西洋史學』第185号、1997年)20~38頁。

族の上昇に関しては専ら帝国都市に注目し、領邦都市の都市貴族については考察しなかった⁸。後者に関する先行研究の少なさは、①中世後期のツフフト闘争や手工業に関する研究が多いこと⁹、②規模の小さい領邦都市や農村共同体に関する研究が増加したこと¹⁰、③都市の政治的影響力が貴族のそれに比べて過小評価されてきたこと¹¹、④居城都市が絶対主義化する領邦君主に取り込まれ、自治権を失った側面が強調されてきたこと¹²、といった事情とも関係しているように思われる。

領邦都市の都市貴族に関する先行研究は、①都市貴族による都市統治と商業・鉱山経営への関与、②市民の子どもの大学進学と、進学を通じた身分的上昇および官僚制の拡充との関係に注目している¹³。もっとも先行研究の大半は、都市貴族の実態と取り組んでいるとは言い難い。というのも、先行研究は都市貴族の成人男性にしか注目していないからである。ピーター・パークは歴史と社会理論に関する著書の中で、過去の父系社会における男性の流動性が可視的であるのに対し、女性の流動性は不可視的であること、その結果、女性の社会的流動性や政治的影響力、日常労働の重要性が無視されてきたことに注意を喚起している¹⁴。この指摘は都市貴族の先行研究の問題点とも重なる。都市貴族が成人男性の身分的上昇を通じ、家族として身分的上昇を果たしていたことを考えると、この集団の実態の検証し、当時の都市社会や身分制における都市貴族の立ち位置を正確に理解するためには、都市貴族の女性や子どもにも意識を向けていく必要がある。

このような状況をふまえ、同時代人による身分制の「認識」が注目されている昨今の動向にも沿う形で、都市貴族に関して目下のところ検証する必要があるのは、①都市貴族でない者が都市貴族についてどのように言及していたのか、②都市貴族が都市貴族についてどのように記述していたのか、という二点であろう。都市貴族に関する記述・解釈の複数性とその変容に注目することは、都市貴族の実態解明とともに当時の身分制に関する理解を深めることにつながる。そこで本稿は都市貴族の女性や子どもにも注意を払いつつ、この方法によって神聖ローマ

- 8 本稿の第1章を参照。国内では都市関係の先行研究は、ケルン、アウクスブルク、ニュルンベルクといった帝国都市に注目した研究が領邦都市と取り組んだ研究よりも圧倒的に多い。
- 9 ツフフト闘争に関しては、田北廣道「中世後期ケルン財政構造と『ツフフト闘争』—ケルン都市会計簿の分析を中心に」(『社会経済史学』第43巻第5号、1978年)545~544頁;林毅「ドイツ中世都市ケルンにおけるツフフト闘争」(大阪大学『阪大法学』52巻5号、2003年)1403~1432頁を参照。手工業に関しては、佐久間弘展『ドイツ工業・同職組合の研究—14~17世紀ニュルンベルクを中心に』(創文社、1999年);同『若者職人の社会と文化—14~17世紀ドイツ』(青木書店、2007年)を参照。
- 10 小規模の都市に関してはカトリン・ケラーの研究が有名である。Vgl. Keller, Katrin: Kleinstädte in Kursachsen. Wandlungen einer Städtelandschaft zwischen Dreißigjährigem Krieg und Industrialisierung, Köln/ Weimar/ Wien 2001. 村落共同体に関する研究はペーター・ブリックレの「共同体主義 (Kommunalismus)」影響を受けている。この動向については、前間良爾「近世ドイツ農村社会史研究動向—P. ブリックレ『共同体主義』をめぐる」(九州情報大学『九州情報大学研究論集』第5巻第1号、2003年)151~166頁を参照。
- 11 領邦身分制に関する研究動向については、カーステン・クリューガーの著書を参照。Vgl. Krüger, Kersten: Die landständische Verfassung, EDG 67, München 2003.
- 12 Vgl. Bauer, Richard: Geschichte der Stadt München, München 1992, S. 189-210. 国内に関しては、神寶秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質—帝国自由都市から領邦都市へ』(創文社、2010年)の研究を参照。
- 13 Vgl. Worf, Helmuth: Geschichte der Ingolstädter Juristenfakultät 1472-1625, Berlin 1973; Lanzinner, Maximilian: Fürst, Räte, und Landstände. Die Entstehung der Zentralbehörden in Bayern 1511-1598, Göttingen 1979; Schattenhofer, Michael: Das Münchner Patriziat, in: ZBLG 38/3 (1975), S. 877-899; Schmid, Alois: Stadt und Humanismus. Die bayerische Haupt- und Residenzstadt München, in: Malettke, Klaus/ Voss, Jürgen (Hg.): Humanismus und höfisch-städtische Eliten im 16. Jahrhundert, Bonn 1989, S. 239-278.
- 14 本稿の注2を参照。

帝国の都市貴族の再考・実態解明を試みたい。この作業を通して最後に身分制研究の展望にも言及してゆく。

本稿の分析対象は近世の領邦バイエルの都市貴族である。大領邦であったバイエルンには、都市貴族に関する各種の史料が比較的多く残されている。第1章第1節では都市貴族に関する先行研究を網羅し、帝国都市の都市貴族と領邦バイエルの都市貴族に関する従来の解釈を確認しておきたい。第2節では、神聖ローマ帝国の国制に関する18世紀の規範的な文書と、同時期にバイエルンで出された『民法典』をとりあげ、これらの文書が都市貴族をどのように定義していたのかを検証する。第1章の分析結果をふまえ、第2章ではより実証的にバイエルの都市貴族について考察する。第1節では君主側が都市貴族に触れた文書を分析し、第2節では都市貴族が都市貴族に言及した文書を調査する。最後に両方の分析結果を比較し、都市貴族の再考・実態解明に迫りたい。

第1章 都市貴族の定義：先行研究と18世紀の史料から

第1節：都市貴族に関する先行研究

(1) 神聖ローマ帝国の都市貴族研究

先行研究の多くは、16世紀初頭の帝国都市ニュルンベルクの都市参事会員クリストフ・ショイールの書簡に言及している。後述する田中俊之の論稿にも書かれているように、ショイールは聖アウグスチノ修道会の管区長であった友人の求めに応じ、1516/17年にニュルンベルクの市政・統治形態に関する書簡を記した。彼はこの中で、同市の都市貴族を「貴族」を示すラテン語の *nobiles* とは異なる *patricii* というラテン語で記した¹⁵。彼は都市貴族への所属条件を、①家柄の「古さ」——先祖代々ニュルンベルクに住んでいること——、②高貴な家の生まれ、③都市統治への関与、という3点にまとめている。移住者が同市の都市貴族に加わる場合は、その者が故郷でこの3つの要素を満たしていたかどうか問われた¹⁶。

都市貴族であるための要素は、同時代人のみならず研究者の間でも解釈が微妙に異なる。もっとも大部分の都市貴族に共通する要素はいくつか存在し、上述のショイールがあげた3つもその中に含まれる。最も重要なのは「出自」である。出自に関しては、20世紀末からルドルフ・エンドレスやエーベルハルト・イーゼンマン、クルト・アンダーマンなどが、大商人や在地貴族に加えミニステリアーレンが、従来の見解以上に都市貴族の出自と関係していたと述べた¹⁷。このほか、先行研究は帝国都市に関する調査を通し、出自に加え、①都市の要職への就任¹⁸、②

15 田中俊之「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と『名誉』」(『史林』80巻6号、1997年)38頁。

16 同上、41～42頁、52頁を参照。ニュルンベルクの都市貴族は1521年の舞踏条令により「最古参」、「古参」、「新参」という3段階に分けられた。この区別は都市統治にも影響し、7名から構成される中核的な委員会には古参以上の家系の者しか選ばれなかった。

17 Endres, Rudolf: *Adel und Patriziat in Oberdeutschland*, in: Schulze: *Ständische Gesellschaft*, S. 223; Isenmann, Eberhard: *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter 1250-1500*, Stuttgart 1988, S. 276; Andermann, Kurt: *Zwischen Zunft und Patriziat. Beobachtungen zur sozialen Mobilität in oberdeutschen Städten des späten Mittelalters*, in: ders. u.a. (Hg.): *Zwischen Nicht-Adel und Adel*, Stuttgart 2001, S. 361-382, hier S. 362 (Anm. 5).

18 Vgl. Batóri, Ingrid: *Das Patriziat der deutschen Stadt*, in: *Zeitschrift für Stadtgeschichte, Stadtsoziologie und Denkmalpflege* 2 (1975), S. 2; Endres: *Adel*, S. 221; Isenmann: *Die deutsche Stadt*, S. 275; Wehler: *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, S. 185; Andermann: *Patriziat*, S. 374. バトリの研究は1975年以前の先行研究の情報を網羅的に集めており、有用である。

豊かな財産¹⁹、③都市貴族との婚姻²⁰、という3つの要素が都市貴族に不可欠であったとしている。ただし、帝国都市の都市貴族でも以上の要素を満たしていない例が若干確認されている²¹。財産の重要性に関しては、先行研究は、都市の名誉職を得るための「余暇 (Abkömmlichkeit)」の必要性や、貴族的な生活を送るための必要性といったように、財産とその他の事柄との関係性の中で言及している。これは先行研究がソースティン・ウェブレンやマックス・ウェーバーの理論に影響されているためと考えられる²²。

都市貴族の変容については、イングリッド・バトリが都市貴族の「酒房」の出現と、集団の閉鎖化との関係に注意を喚起している²³。1988年に出された相沢隆の論考も酒房に注目し、酒房が、①人的紐帯や政治的意見の形成の場として有用であったこと、②階層分化と関係し、ステータス・シンボルとしての役割を果たしていたことを確認した²⁴。閉鎖化に関してはルドルフ・エンドレスが、帝国都市では16世紀にはじめて都市貴族が身分的集団として閉鎖化したことを指摘し、中世後期の閉鎖化を説く先行研究を批判した²⁵。閉鎖化した集団の存続に関しては、1997年に出された田中俊之の論稿が興味深い。田中は帝国都市ニュルンベルクに注目し、周辺の騎士貴族と都市貴族との関係から、都市貴族の政治的権限は先行研究で指摘されているほど時代が進むにつれて制限されてはならず、中世後期以降の「自治」にも少なからず影響を与えたと述べた²⁶。もっともヴェーラーの指摘によると、都市貴族が共同体の統治において単独支配を長期間維持し得たケースは多くはなく、都市貴族は在地貴族となるか都市の名望家層に吸収され、18世紀末までに多くの都市で消滅あるいは断絶した²⁷。ただ、このヴェーラーの「消滅」への言及にも若干問題がある。というのも、帝国都市の場合は貴族化とともに都市貴族が都市から消滅し得たが、領邦都市の都市貴族の場合は状況が異なる。領邦都市では、都市貴族は貴族となった後も、領邦君主と対峙する諸身分として市民上層部と協力し続けることができた。都市貴族の変容に関しては、上掲のエンドレスの研究が、三十年戦争後には法学者の方が都市貴族よりも身分的に格上とみなされていたケースを確認しており、注目される²⁸。

(2) 領邦バイエルンの都市貴族研究

次に、領邦都市の都市貴族に関する先行研究のうち、バイエルンに関するものを確認しておきたい。バイエルンでは、居城都市ミュンヘンの都市貴族に関する研究が多い。19世紀後半にはオットー・フォン・ヘフナーが、主に騎士の子孫がミュンヘンの都市貴族であったと述べた²⁹。

19 Vgl. Batóri: Patriziat, S. 3; Endres: Adel, S. 221; Isenmann: Die detusche Stadt, S. 275; Wehler: Deutsche Gesellschaftsgeschichte, S. 185; Andermann: Patriziat, S. 368; Stolze, Alfred O: Der Sünfzen zu Lindau. Das Patriziat einer schwäbischen Reichsstadt, Lindau/ Konstanz 1956, S. 13.

20 Vgl. Batóri, Patriziat, S. 20; Endres: Adel, S. 221; Isenmann: Die detusche Stadt, S. 275; Andermann: Patriziat, S. 367; Wehler: Deutsche Gesellschaftsgeschichte, S. 185.

21 Vgl. Batóri: Patriziat, S. 3; Endres: Adel, S. 223.

22 注2にあげたパークの著書と以下の文献を参照。ソースティン・ウェブレン著、高哲男訳『有閑階級の理論—制度の進化に関する経済学的研究』(筑摩書房、1998年); マックス・ウェーバー著、世良晃志郎訳『都市の類型学』(創文社、1964年)、239頁。

23 Batóri: Adel, S. 16.

24 相沢隆「ドイツ中世都市における酒房の社会的意義について—南ドイツの共同体との関連を中心にして」(『歴史学研究』第587号、1988年) 16~25頁。

25 Endres: Adel, S. 221.

26 田中俊之、上掲論文、35頁。

27 Wehler: Deutsche Gesellschaftsgeschichte, S. 185f.

28 Endres: Adel, S. 223.

彼は都市貴族の要素として、①都市の名誉職、②相当の財産、③良い家系の出自を挙げ、13世紀末には多くの家系に「紋章特権 (Siegelmäßigkeit)」が与えられていたことに触れている³⁰。出自に関しては、20世紀前半にフランツ・フォン・カーライスルが反論を出している。彼は、ミュンヘンの都市貴族は大半が遠隔地商人の出であったと主張した³¹。また、1295～1318年の間に都市参事会に現れ、その後2世代にわたりミュンヘンの「内参事会」——都市統治の中核を担う委員会——の参事会員を輩出した家系が都市貴族であると述べた³²。このカーライスルの定義を批判したのはミヒャエル・シャッテンホーファーである。シャッテンホーファーは1970年代に、都市貴族は騎士身分や在地貴族、ミニステリアーレンの出身であったと主張した³³。また、都市貴族は内参事会員を輩出した家系と完全一致しないと述べている。もっとも彼は、他都市に見られるような、都市貴族の構成員を明記した「門閥本 (Geschlechterbuch)」がミュンヘンに見当たらないことにも言及し、都市貴族の定義の難しさを示唆している³⁴。このほかシャッテンホーファーは、①ミュンヘンの都市貴族が1500年頃までは身分的集団として閉鎖化していなかったこと、②馬上槍試合や決闘などがこの集団に認められていたこと³⁵、③17世紀後半に転機が訪れ、これ以降はバイエルン公に任命された評議官 (Titularräte) の方が、都市貴族よりも格上とみなされたことを指摘した³⁶。彼の後、1989年にアロイス・シュミットが、15～16世紀の人文主義とミュンヘンの都市貴族との関係を扱っている³⁷。彼の研究については後述したい。シュミットの後、1997年にカール・ホフマンが、オーバーバイエルンの都市・市場町に関する博士論文の中で居城都市の指導者層に触れ、都市貴族にも言及している。もっとも彼の考察は新しい見解を提示してはいない³⁸。最近では、2014年に斉藤恵太がバイエルンの軍制に関する考察の中で都市貴族に注目した。この論稿は都市貴族と軍隊との関係という側面に新たに光をあてたものとして評価できる³⁹。

29 Hefner, Otto Titan v.: Die Sigel und Wappen der Münchner Geschlechter, in: Oberbayerisches Archiv 11 (1850/1851), S. 56.

30 Hefner: Die Siegel, S. 55f. u. S. 67. 紋章特権とは、楯と兜等を伴う紋章を用いる権利であり、通常は貴族のみに許された。和田卓郎によると、この特権の保持者は、バイエルンでは弁護人の署名がなくても有効な訴状等の公文書を作成する権能を持っていた。和田卓朗「中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法史研究序説 (平和・ポリツァイ・憲法) (1) —クライトマイアを中心に」(『北大法学論集』第33巻第3号、1982年)、711頁 (注34を参照)。

31 Karaisl, Franz v.: Zur Geschichte des Münchener Patriziats, in: Schriften des Bayerischen Landesvereins für Familienkunde e. V. 5 (1938), S. 6. この研究については、上述のバトリの研究も「修正が必要なきわめて古い仕事」と批判している。Vgl. Batóri: Patriziat, S. 13.

32 Karaisl: Zur Geschichte, S. 15f. ミュンヘンの都市参事会は中世後期から、都市統治に中核的に関わる内参事会と外参事会とに二分されていた。Vgl. Stoob, Heinz/ Keyser, Erich (Hg.): Bayerisches Städtebuch, Teil 2, Stuttgart/ Berlin/ Mainz 1974 (=Deutsches Städtebuch: Handbuch der städtischen Geschichte, V/2), S. 410f.

33 Schattenhofer: Patriziat, S. 879.

34 Schattenhofer: Patriziat, S. 891. シャッテンホーファーは、ミュンヘンにも1601年に門閥構成員に関する史料が残っていると述べているが、これはカール・ホフマンの博士論文に挙げられている、1630年ごろに書かれた「門閥リスト („Geschlechter Zettl“)」の誤りであると考えられる。このリストについては第2章第2節で詳しく扱いたい。Vgl. Hoffmann, Carl: Landesherrliche Städte und Märkte im 17. und 18. Jahrhundert. Studien zur ökonomischen, rechtlichen und sozialen Entwicklung in Oberbayern, Kallmünz/Opf 1997, S. 225.

35 Schattenhofer: Patriziat, S. 894.

36 Schattenhofer: Patriziat, S. 894.

37 Schmid: Stadt, 1989. 彼は、都市貴族の定義に関してはカーライスルとシャッテンホーファーの研究に依拠している。

第2節 18世紀の史料における都市貴族

都市貴族に関する先行研究を一望すると、ほぼすべての研究が都市貴族の成人男性のみに注目しているという事実に加え、研究が専ら17世紀以前の史料に依拠していることがわかる。このため本稿では、18世紀に書かれた文書をいくつか分析し、同時代の人々によって都市貴族がどのような集団と定義されていたのかを検証しておきたい。具体的には、帝国国法学者として名高いヨハン・ヤーコブ・モーザーの『ドイツ国法論』、ヨハン・ハインリヒ・ツェードラーの『百科全書』、バイエルン公マクシミリアン3世の宰相として名高い法学者ヴィグロイス・クサーファー・アロイス・フォン・クライトマイアの『バイエルン民法典』を取りあげる。これらの史料における都市貴族の定義を比較することで、領邦バイエルンの都市貴族の定義と、帝国レベルの都市貴族の定義との相違がより明確になるだろう。

(1) モーザーの『ドイツ国法論』

ヨハン・ヤーコブ・モーザーは神聖ローマ帝国の最も優れた帝国国法学者と評され、500冊以上の著作を残した人物、法的実務における鑑定書の有名な執筆者であった。彼の著作は非常に実証主義的と言われ、その価値は広く認められている⁴⁰。本稿は彼の『ドイツ国法論』に注目し、その中の都市貴族に関する項を検証したい。

1750年に出版された『ドイツ国法論』の第42巻には、「多くの帝国都市の都市貴族について」という項がある⁴¹。この部分でモーザーは、都市貴族が存在している帝国都市として、アウグスブルクなど約15都市をあげている。彼は都市貴族を、都市統治への関与による名声や、その他の個人的な地位によって残りの市民・住民より相対的な優位を享受している古い家系の「家族 (Familie)」と定義した⁴²。この項の記述からは、一見モーザーが帝国都市のみに都市貴族が

38 ホフマンの論文については、本稿の注34を参照。その他、本稿では都市貴族について論じているわけではないが、これに関する有用な情報を提供している諸研究をあげておきたい。ミュンヘンの都市統治と要職の担い手については、1951年に出されたアントン・フィッシャーの博士論文がある。ミュンヘン市立文書館の元館長ヘルムート・シュターレーダーは、門閥に関する複数のプロソフोगラフィー研究を行った。1990年に再版されたハインツ・リーベリッヒの土地財産に関するデータも、都市貴族の研究に有用である。都市貴族とみなされる家系の苗字を手がかりに彼のデータを参照すると、その家系の持つ特権や紋章、土地財産に関する情報が得られる。Vgl. Fischer, Anton: Die Verwaltungsorganisation Münchens im 16. und 17. Jahrhundert, München 1951; Liebelich, Heinz: Die bayerischen Landstände 1313/40-1807 (Materialien zur bayerischen Landesgeschichte, 7), München 1990; Stahleder, Helmuth: Beiträge zur Geschichte Münchner Bürgergeschlechter im Mittelalter. Die Ridler, in: Oberbayerisches Archiv 116 (1992), S. 115-180; ders: Beiträge zur Geschichte Münchner Bürgergeschlechter im Mittelalter. Die Ligsalz, in: OA 117/118 (1993/1994), S. 175-260; ders: Beiträge zur Geschichte Münchner Bürgergeschlechter im Mittelalter. Die Bart, in: OA 123 (1999), S. 289-392; ders: Beiträge zur Geschichte Münchner Bürgergeschlechter im Mittelalter. Die Schrenck, in: OA 126 (2002), S. 61-149.

39 齊藤恵太「近代バイエルンにおける都市貴族の変容と軍務：カトリック・リーガ（1609～1635）の軍務官を例に」（『比較都市史研究』第34巻第1号、2015年）35～48頁。

40 モーザーによる神聖ローマ帝国後期の法秩序の記述に関しては、法制史家のミヒャエル・シュトライスが「じかに、かつその細部も豊富に読み取ることができる」と評している。ミヒャエル・シュトライス編、佐々木有司・柳原正治訳『17・18世紀の国家思想家たち：帝国公（国）法論・政治学・自然法論』（木鐸社、1995年）465～475頁。

41 Moser, Johan Jakob: Teutsches Staats-Recht, Bd. 42, Nürnberg 1750, S. 434. [Von dem Patriciat in vielen Reichs-Städten].

42 Ebd. [Die Patricii, so sich in manchen Reichs-Städten befinden, seynd gewisse alte eingebohrene Familien, welche theils in Ansehung des Statt-Regiments, theils auch sonst ihrer persönlichen Würde, von denen übrigen Burgern und Inwohnern solcher Statt einige Vergleichs- oder Observanzmäßige Vorzüge zugenießen haben].

存在すると考えていたように思われる。しかし彼は別の項で、「様々な帝国都市、領邦都市に今なお存在している都市貴族、門閥、都市ユンカー」にも言及している⁴³。また、都市貴族への所属の根拠は貴族のように明確ではなく、地域的な要素がこれを左右していることに注意を喚起している⁴⁴。

モーザーの記述からは、先行研究が指摘しているように、都市貴族への所属条件には地域的に相違がみられたこと、その上で、都市統治への関与は18世紀中葉においてもなお都市貴族であるための重要な要素であったことがわかる。モーザーが帝国都市の都市貴族だけでなく、領邦都市の都市貴族にも言及している点は注目に値する。というのも、これは領邦都市の都市貴族が「都市貴族」と自称していた集団にとどまらなかったこと、市外あるいは領邦外においてもある程度そのような集団として認識されていたことを示しているためである。このほか、モーザーが「家族」に言及していることにも注意を払いたい。家系の成人男性による都市統治への関与を重視する一方で、都市貴族への所属は家族の問題であった。このことは逆に、成人男性の急死といった不慮の事態は、残された家族構成員にどのような影響を与え得たのかを検証する必要性を示唆している。これについては第2章で再度言及したい。

(2) ツェードラーの『百科全書』

次に、ヨハン・ハインリヒ・ツェードラーの『百科全書』を見てみよう。ツェードラーは18世紀の書籍商・出版業者である。プレスラウの手工業者のもとに生まれ、同市とハンブルクの書籍商のところで修業した後、彼はフライベルクへ移住し、同市で独立し書籍商を営んだ⁴⁵。その後ツェードラーはライプツィヒに移住し、同市でも書籍商を続けながら出版事業も手掛けるようになった。彼は、啓蒙期の学問の発展に貢献したと言われている。特に大きな功績は、1731年から1754年にかけて、彼によって出版された64巻にわたる『百科全書』である⁴⁶。

彼の百科全書には都市貴族に関する項もあり、多様な資料を参照して執筆されていることがわかる⁴⁷。都市貴族と同種の集団として、同書でツェードラーはモーザーと同様に、門閥と都市ユンカーをあげた。また、ラテン語の *nobles urbani*、フランス語の *noble bonne* が示す集団も同種と見なしている⁴⁸。ツェードラーは都市貴族を、ドイツでは一般に貴族であることが文書で証明されるような人々で、且つ都市統治に関与している者と定義した⁴⁹。また、帝国都市フランクフルト、ニュルンベルク、レーゲンスブルクを例にあげ、特にニュルンベルクの都市貴

43 Ebd. [Von dem Ursprung der Patriciorum, Geschlechter oder Stattjunckern, welche in verschiedenen Reichs- und Landsäßigen Stätten annoch vorhandeln seynd].

44 Ebd. [...und diese Frage nach denen besonderen Umständen in einzelen Fällen auszumachen seye].

45 Quedenbaum, Gerd: Der Verleger und Buchhändler Johann Heinrich Zedler 1706-1751. Ein Buchunternehmer in den Zwängen seiner Zeit, Hildesheim/ New York 1977, S 12-15.

46 Schnorr von Carolsfeld, Franz: Zedler, Johann Heinrich, in: Allgemeine Deutsche Biographie 44 (1898), S. 741f.

47 Zedler, Johann Heinrich: Grosses vollständiges Universal-Lexiconaller Wissenschaftenund Künste, Liepzig 1731/1754.

48 Zedler: Lexicon, S. 1349 [Patricii, Geschlechter, Stadt-Junker, Lat. Nobiles Urbani, Frants. Noble bonne].

49 Ebd. [Patricii, Geschlechter, Stadt-Junker, Lat. Nobiles Urbani, Frantz. Noble bonne, werden heutiges Tages in Deutschland insgemein die in den Städten verbürgte von Adel genennet, weil sie gemeinlich das Regiment führen]. この文章の内容に関しては、ミュンヘン大学の複数の研究者から助言を得た。というのも *verbürgte* という部分がこの文章では文法的に奇妙だからである。副文はこの場合は直前の文章の理由を示しておらず、このドイツの都市貴族に関する項の前に書かれている、ローマの都市貴族に関する文章を踏まえて追加されたと考えられる。

族が三身分の貴族にもひけをとらなかつたと記している。領邦の都市貴族に関する言及はない。都市貴族の要素については、彼は非常に多くの事柄に言及している。幾つか抜粋すると、①祖先が古い史料に証人として登場していること、②紋章特権、③レーエン君主であること、④「勇敢さ」やその他の長所に基づく騎士身分への参入特権、⑤馬上槍試合への参加特権、⑥貴族の修道院に入る特権 (Stiftsmäßigkeit)、⑦市民的な奉仕への従事、⑧金の鎖の装着特権、⑨教会に昔から「忌中紋章 (Totenschilder)」を持っていること、⑩在地貴族やヘレン貴族との姻戚関係などである⁵⁰。

ツェードラーの記述からは、帝国都市の都市統治に携わり、一般の貴族と変わらない特権を持つ集団が都市貴族とみなされていたことがわかる。もっとも同種とみなされる他の集団の名称が複数挙げられているため、ツェードラーも都市貴族の定義に地域的な差異があることを認めていたと言える。彼が挙げた多くの特権は、具体的に何によって社会的地位や身分の上昇が可能であったのかを示しており、興味深い。例えば、「金の鎖の装着特権」は注目に値する。周知のように、神聖ローマ帝国では帝国ポリツァイ条令と領邦ポリツァイ条令の双方に衣服に関する規定が設けられ、これが近世の間に三身分の内部をさらに細分化・差異化し、社会構造を複雑化させていた⁵¹。この条令と都市貴族との関係については次章で改めて扱いたい。

(3) クライトマイアの『マクシミリアン・バイエルン民法典』

次に、18世紀の領邦バイエルンの史料を見てみよう。本稿ではヴィグロイス・クサーファー・アロイス・フォン・クライトマイアの著作物に注目する⁵²。彼は居城都市ミュンヘン出身の法学者で、法学と歴史を学んだ後、神聖ローマ帝国の帝室裁判所などで実務経験を積み、バイエルン公マクシミリアン3世の宰相となった。彼は18世紀後半のバイエルンにおける法典編纂事業において重要な役割を果たした⁵³。クライトマイアは1756年に『マクシミリアン・バイエルン民法典』を完成させている。これに付された注釈には、都市貴族に関する記述が含まれている。同法典について考察した和田卓朗は、この法典が四部構成である一方で、包括的な注釈の追加により全体が五部構成となっていることに注意を喚起した。和田はこの注釈について、「法素材の中には、『民法典』の枠内で十分処理することは難しいが、これを抜きにしてはバイエルンの法生活における『民法典』の現実の機能を理解することができないものがあつた」と述べている⁵⁴。つまり、民法典を現実に則したものにするために注釈が必要とされ、都市貴族に関

50 以上、①～⑩に関しては、Zedler: Lexicon, S. 1353-1370を参照。

51 神聖ローマ帝国および領邦バイエルンの衣服条令については以下を参照。Vgl. Eisenbart, Liselotte Constanze: Kleiderordnungen der deutschen Städte zwischen 1350 und 1700. Ein Beitrag zur Kulturgeschichte des deutschen Bürgertums, Göttingen u.a. 1962; Baur, Veronika: Kleiderordnungen in Bayern vom 14. bis zum 19. Jahrhundert, München 1975. 帝国ポリツァイ条令と領邦ポリツァイ条令との関係については、以下のヘルターの論文を参照。Vgl. Härter, Karl: Entwicklung und Funktion der Policeygesetzgebung des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation im 16. Jahrhundert, in: Ius Commune 20 (1993), S. 61-141. 彼はこの論文の中で、帝国ポリツァイ条令が17～18世紀になっても帝国全体の規範であり続けたことに注意を喚起しており、帝国のシステムを再評価した近年の研究の流れを作つたと言える。

52 彼に関する主な研究は、以下の論文の注1にまとめられている。Vgl. Schmid, Alois: Franz Xaver Wiguläus Alois von Kreittmayr. Der zweite Mann in Kur- bzw. Pfalzbayern unter Max III. Joseph und Karl Theodor, in: ZHF Beiheft 32: Der Zweite Mann im Staat. Oberste Mantsträger und Favoriten im Umkreis der Reichsfürsten in der Frühen Neuzeit, 2003, S.197-215.

53 G. クラインハイヤー他編、小林孝輔監訳『ドイツ法学者辞典』(学陽書房、1976年) 159頁。

54 和田卓朗、上掲論文、691頁。

する部分も当時の諸状況を鑑みてここに追記されたことになる。したがって、この法典の都市貴族に関する記述は、当時の都市貴族の実態を表している可能性が高い。

クライトマイアは都市貴族について、帝国都市と他の「首都 (Hauptstädte)」あるいは居城都市の参事会家系が、この地位 (Würde) によって他の市民・住民から区別されると述べている⁵⁵。この記述からは、彼がバイエルの状況に合わせて都市貴族を定義していたことがわかる。というのも、例えばクライトマイアは「首都」に言及しているが、「首都」とは中世後期のバイエルの部分領邦の中心都市であった都市を示す言葉だからである⁵⁶。クライトマイアは、『民法典』において都市貴族に新旧の区別があることにも言及している⁵⁷。彼によると、当時シュミットという学識者がおり、彼はバイエルの旧家系の都市貴族について、①バルト (Barth/ Bart/ Part)、②シュレンク (Schrenck/ Schrenk)、③リードラー (Riedler/ Ridler)、④リークザルツ (Ligsalz) の4家系に限定されると考えていた⁵⁸。これらのクライトマイアの記述は、上級貴族と下級貴族のように、バイエルの都市貴族にも時代とともに上下の区別が生じていたことを示唆している。このほかクライトマイアは、他の市民に対する都市貴族の優位が顕著であった一方で、都市貴族は学歴を通して貴族身分に引き上げられるか、貴族の出身でなければ貴族身分とはみなされ得なかったことも明記している⁵⁹。バイエルの都市貴族は、出生身分としてはあくまで市民身分であった。

まとめ

第1章では先行研究をふまえた上で、18世紀に書かれた都市貴族に関する3つの史料を分析した。以上の検証から、①都市貴族は、帝国レベルでは18世紀になっても一般的に都市統治に携わり、貴族身分と変わらない特権を与えられた帝国都市の上層部を指すことが多かったこと、②18世紀の帝国では領邦都市の都市貴族も、閉鎖化した身分的な集団としてある程度認識されていたこと、③都市貴族の要素には地域的な差異が認められること、④都市貴族への格上げは女性や子どもを含む家族の問題であったこと、⑤領邦バイエルンでは18世紀に都市貴族の内部に上下の格差が生じていたこと、という5点が確認できた。都市貴族の女性と子どものあり方については、家族や婚姻に関する部分を除くと、先行研究のみならず18世紀の史料にも詳しく記されていない。しかし、家族への言及と都市統治への関与の必要性は、成人男性がいなくな

55 Kreittamyr, Wiguläus Xaverius Aloysius Frhr. v.: Anmerkungen über den Codicem Maximilianum Bavaricum Civilem, V. Theil, München 1844, S. 721 [Heute zu Tage versteht man unter dem Patriziat die Würde, wodurch sich die vornehmeren Rathsverwandten in Reichs- und andern Haupt- oder Residenzstädten von der übrigen Bürger- und Einwohnerschaft distinguiren].

56 バイエルの「首都」については、拙稿「近世の領邦バイエルンにおける領邦議会の「手続き」」(『西洋史学』第243号)の32~36頁を参照。

57 Kreittamyr: Anmerkungen, S. 72 [und wird solches eben so, wie der Adel, theils durch die Geburt, theils durch Brief und Diploma erlangt, sofort in das neue und alte getheilt, je nachdemselbes von den Eltern und Voreltern erst neuerlich oder schon von langen Zeiten her geführt worden ist].

58 Kreittamyr: Anmerkungen, S. 723 [Von den hiesigen alten Geschlechtern specifiert zwar B. Schmid [...] mehr nicht als vier, benanntlich die Schrenk, Barth, Riedler und Ligsalz; er glaubt aber, daß auch die neueren Patricier [...], gleiche Jura mit jenen gaudiren hätten]. もっとも、新家系の都市貴族もこの4家系と同様の「法 (Jura)」を享受していたようである。

59 Kreittamyr: Anmerkungen, S. 722 [So groß aber der Vorzug eines Patricii respectu der übrigen Bürgerschaft auch immer seyn mag, wird doch derselbe qua Patricius nimmermehr für adelig gehalten, er sey denn per diploma Nobilitatis in den Adelstand erhoben, oder sonst adeliger Geburt].

た場合の家族の立ち位置に関する疑問を生じさせる。これに留意しつつ、次章ではバイエルの都市貴族の実態に迫りたい。

第2章 領邦バイエルの都市貴族

本章では、「都市貴族 (Patriziat, patricii)」という言葉が領邦バイエルンではどの時期から使われ始め、どのような文書に記されたのかを検証する。最初に、都市貴族ではない者の手による文書が、いつ頃から「都市貴族」に言及していたのかを時系列的に見てゆく。ここでは特に君主側の文書に注目したい。次に、都市貴族の手によって「都市貴族」という言葉がどの時期からどのように使用されていたのかを分析する。最後に双方を照らし合わせ、都市貴族の実態解明に努めたい。都市貴族に言及した史料は、定期的には残されていない。したがって本稿では入手可能な史料をもとに、都市貴族への言及の担い手や変化を析出してゆく。

第1節 君主側による都市貴族への言及

(1) 17世紀半ば以前：「門閥の市民」から「4つの首都」の門閥へ

バイエルンでは有力都市の都市貴族の段階的な閉鎖化、つまり市民の段階的な差別化を示唆する文書が16世紀に現れ、17世紀に市民内部が細分化されたと言われている。例えば、1500年の衣服に関する帝国ポリツァイ条令に則って1526年に公布されたバイエルの領邦ポリツァイ条令には、帝国の条令が設けた市民の区分をさらに細分化する形で、「門閥 (Geschlechter) の市民」という区分が設けられた⁶⁰。この区分に属する市民に対しては、他の市民より上等な衣服の着用が認められている。1526年の条令は門閥の成人男性だけでなく、家人や妻、子どもに関する衣服の特権にも言及しており、注目に値する。というも、この特権は門閥の女性と子どもにとって特に重要であった可能性があるためである。都市統治に関与し、市庁舎や会議場など特別な空間への出入りを通し、自らの家系・家族のステータスを対外的に示し得た男性とは異なり、妻や子どもは夫・父親のいない空間でも、他の市民に対し自らのステータスを示す必要があったと考えられる。この場合、衣服は可視的に差異を際立たせ、市民内部における家系の立ち位置を明示する重要な道具となり得たにちがいない。

衣服など可視的な特権に関する条令に設けられた市民の区分は、17世紀に入ると細分化されてゆく。1612年にバイエルン公マクシミリアン1世によって公布されたラント法においては、婚姻や嫁資に関する特権が、市民の中でも特に「4つの首都 (vier Hauptstätten)」の門閥に与えられた⁶¹。これは、領邦の全ての都市の門閥のうち、「4つの首都」の門閥が君主側によって特に高い地位にあるとみなされ、他の市民からと区別されたことを意味している。1612年の条令の後、1615年に公布された武器・狩猟に関する領邦ポリツァイ条令と、1626年に公布された衣服条令においても、4つの首都の門閥に他の市民より上位の特権が認められている⁶²。後者

60 BayHStA, MÜ, StV 2050 [Bürger von Geschlechter [...] Die obervermelten Bürger, Haußleuth, Weib und Tochter]. 本稿の注50にあげたヴェロニカ・パウアーの研究も参照。

61 Günter, Helmut: Das bayerische Landrecht von 1616, in: Schriftenreihe zur Bayerischen Landesgeschichte 66, 1. Halbband: Text (1969), S. 14.

62 BayHStA, Kurbayerische Mandatensammlung, 1615/VIII/22. [Jedoch woferr ein Burger (ausser der Geschlechter in Hauptstätten) mit einer Pürschouchsen].

の条令では、「我々が門閥とみなし、[そのように] 認識している4つの首都の門閥の衣服について」という文言とともに、当該の首都の門閥が区別された⁶³。「我々が」という言葉が書かれている点は興味深い。この言葉は4つの首都の門閥が君主側によって規定され得たことを明示しており、条令公布が上からの統制の試みであったことを示唆している。もっとも、実際に統制が成功したのかどうかは不明である。

(2) 17世紀後半以降

「門閥」と呼ばれた集団と「都市貴族」と呼ばれた集団は、バイエルの場合は厳密に区別され得ない。都市貴族が門閥であったことは確かであるが、門閥が常に都市貴族であったとは限らない。この「門閥」という言葉の使用法は、17世紀後半になると君主側の文書では変化し始める。例えば1668年9月25日に公布された条令では、「首都の都市貴族 (Patricien)」という表現が用いられた⁶⁴。この条令とともにバイエルン公は、都市貴族に「メモリアル (Memorial)」の作成を認めている。メモリアルとは、高貴な家系の構成員の動向・活動に関する記録を公にすることを目的とした各種の文書のことである⁶⁵。このことから、都市貴族に対するメモリアルの作成許可によって、都市貴族が他の市民から身分的に区別されたことがわかる。この数年後、1672年には都市貴族の新たな構成員を、バイエルン公が「証書都市貴族 (Briefpatriziat)」として今後は認可することを規定した命令が出されたことが、先行研究によって確認されている⁶⁶。この命令は、都市貴族への所属が「証書貴族 (Briefadel)」と同様に証書に左右されるようになったことを示している。したがってこの命令は、君主側が都市貴族を身分的集団として統制しようと試みていた証拠の一つのようにも見える。しかしこの統制は、バイエルン公による自発的な統制とは言い難い。というのも、1669年に開催された領邦議会では、下級貴族の台頭に旧家系の貴族——いわゆる上級貴族——が反発し、当時のバイエルン公フェルディナント・マリアが、領邦統治のところで重要な上級貴族との関係悪化を防ぐため、旧家系に対する優遇策を進めざるを得なかったことが、先行研究で確認されているためである⁶⁷。このコンテクストの中では、証書による都市貴族の統制は、他の市民に対する都市貴族の優越感を満たすと同時に、彼らと貴族とを明確に区別し、それ以上の身分的上昇を阻止するため、君主側によって進められたものと考えられる。

1672年の命令の後、1683年に書かれた衣服条令の構想においては、再び「4つの首都の門閥」という表現が用いられていることが確認できる⁶⁸。もっとも1697年に書かれた衣服条令の構想

63 BayHStA, Kurbayerische Mandatensammlung, 1626/VI/26. [Von der Geschlechter Kleydung in den vier Hauptstätten, welche wir für Geschlechter halten vnd erkennen].

64 Mayr, Georg Karl (Hg.): Sammlung der Churfalz-Bayerischen allgemeinen und besonderen Landesverordnungen, Bd 3, 1788, S. 52. [Weil gleichwohl dem gemeinen Wesen daran gelegen, datz denen Patricien in Hauptstädten der Respect erhalten werde].

65 Vgl. Memorial (lat., Memoriale, Promemoria), in: Meyers Großes Konversationslexikon, Bd. 6, S. 589.

66 Vgl. Bauer: Geschichte, S. 198; Schattenhofer: Patriziat, S. 894 u. 898; Fischer: Die Verwaltungsorganisation, S. 23; Hoffmann: Landesherrliche Städte, S. 228; Kraus: Handbuch, S. 639.

67 このような動きは先行研究では「再特権化 (Reprivilegierung)」と呼ばれており、市民上層部の「上への社会的流動性」がバイエルンでも上級貴族のみならず旧来の秩序を脅かすものとして問題になっていたことを示している。「最特権化」については以下を参照。Vgl. Endres, Rudolf: Adel in der Frühen Neuzeit, München 1993, S. 97f.

68 BayHStA, Allg. StA, M Inn 19239 [Von der geschlechter Klaidung, in deren 4. Hauptstätten, welche für Geschlechter gehalten].

では、再び「都市貴族 (patricii)」という言葉が用いられている⁶⁹。ただし、後者の構想においては、都市ミュンヘンの最有力の都市貴族家系である4家系のうち、バルト家、リードラー家、リークザルツ家のみが都市貴族に属するとみなされていたようだ。この3つの家系は共通の先祖を持つ「紋章仲間」であった⁷⁰。上述のように、クライトマイアの史料ではシュレンク家を加えた4つの家系が身分的に特に高い都市貴族とみなされていたが、シュレンク家は17世紀末には既に上級貴族の「フライヘル (Freiherr)」に叙せられる者を輩出するなど、名実ともに貴族身分として都市統治から離れていた。このため、1697年の構想の都市貴族の部分にはこの家名があげられなかったのであろう⁷¹。

第2節 都市貴族による都市貴族への言及

(1) 16世紀の展開

次に、都市貴族が「都市貴族 (Patriziat, patricii)」に言及した史料を見ていきたい。「都市貴族」という言葉をバイエルンの都市貴族が最初に使用したのは、16世紀半ばと言われている。この時、この言葉はラテン語で、領邦バイエルンのインゴルシュタット大学の学生登録簿に現れている。この学生登録簿を調査したミュンヘン大学バイエルン地域史学科の元教授アロイス・シュミットは、ミュンヘンの門閥出身の学生の一部が、学生登録簿に名前を記す際にこの言葉を追記していたことを確認した。彼によると1560～1623年の間に18件、この言葉の記載が認められる⁷²。1623年以降は、この言葉は学生登録簿には記されなくなったようである。重要なのは、「都市貴族」という言葉を学生登録簿に記入したのが、都市統治にまだ参画していない年若い学生であった点、この事例がバイエルンの都市貴族が「都市貴族」という言葉を使用した最も早い時期の事例である点である。この事例は、シュミットは注視していないが、都市参事会に属してはいないが、都市統治の中核に関わっていた家系の子どもも「都市貴族」と名乗っていたことを証明しており、大変興味深い。市長や内参事会員となった成人男性の場合は、必ずしも「都市貴族」という言葉ではなく、職名を自らのステータスを示すものとして使用することができたと考えられる。しかし子どもは、父親の職名を記すわけにはいかない。そのため子どもは、職名とは異なる「都市貴族」という言葉を、自らのステータスを示すものとして学生登録簿に記した可能性が高い。当時の社会でステータスや名誉が重視されていたことを鑑みると、学生は、他の市民出身の学生と自分が異なることを対外的に示す目的で、この言葉を記入したと考えられる。記入するように親から指示・教育された可能性も十分考えられよう。

1560年代にはもう一つ興味深い史料が確認される。1568年にバイエルン公アルブレヒト5世の命に従って宮廷書記官のエラスムス・フェント (Erasmus Fendt) が作成した、バイエルンに関する文書である。この文書は領邦統治に必要な情報を集めた *Landesbeschreibung* と呼ばれる文書である⁷³。作成を命じたのが君主側であるため、これは君主側の手による文書とも言える

69 Ebd. [wie auch alte Patritij, als Bärt: Ridler: vnd Ligsalz: dann].

70 Hefner: Die Siegel und Wappen, S. 67.

71 この家系は1688年、1694年、1700年、1703年、1719年、1723年に「フライヘル」の貴族を輩出しており、都市貴族の中でも飛び抜けた出世をしている。これについてはリーベリッヒの著書のシュレンク家の部分を参照。Vgl. Lieberich: Die bayerischen Landstände.

72 Schmid: Humanismus, S. 265. シュミットによると18件の内訳は、リークザルツ家の者が7件、ヘルル家 (Hörl) の者が3件、バルト家とシュレンク家の者が各2件、エスワーム家 (Esswurm)、プロンナー家 (Pronner)、リードラー家、ルドルフ家 (Rudolf) の者が各1件である。

が、フェント家はミュンヘンの都市貴族家系の一つであった可能性が極めて高いため、この文書は内容的に都市貴族の実態が強く反映されていたものと言える。そのため本稿では都市貴族の手による文書として扱う。ちなみにエラスムス・フェントの妻はミュンヘンの最有力の都市貴族家系であるバルト家出身のカタリーナであり、母も最有力の都市貴族家系であるシュレンク家の出である⁷⁴。バルト家とシュレンク家は上述のように、特に地位の高い都市貴族家系に属していた。したがって両家と密な婚姻関係で結ばれていたフェント家も、ミュンヘンの都市貴族であり、その中でも有力な方に属していた家系と考えられる。

エラスムス・フェントは上述の文書の中で「都市貴族」について簡単に説明している。彼によると、「都市貴族」とは居城都市ミュンヘンに加え、ランツフート、ブルクハウゼン、シュトラウビング、インゴルシュタット、ヴァッサールブルク、ブラウナウといった都市、さらに市場町ローゼンハイムに存在し、都市統治に携わっている市民であった⁷⁵。ランツフートはミュンヘンに次ぐ居城都市であり、ミュンヘン、ランツフート、シュトラウビング、インゴルシュタットは、上述のように中世後期の部分領邦の「首都」である。また、ランツフート、シュトラウビング、ブルクハウゼンは16世紀初頭に再編された地方政庁「レントアムト (Rentamt)」の所在地であった⁷⁶。エラスムス・フェントの観点からは、16世紀中葉の時点では、都市貴族とみなされる集団は居城都市や首都のみならず、領邦の主要な共同体に存在する「参事会門閥 (Ratsgeschlechter)」であったのだろう。彼が18世紀のクライトマイアよりもかなり多くの都市上層部を「都市貴族」とみなしていたことは興味深い。フェントがこの時、nobles urbani といったラテン語ではなく、patritij という「都市貴族」を表す言葉を使用したのは、既にこの言葉がミュンヘンの上層部などによって使われ始めていたためと考えられる。注目されるのは、フェントがあげた都市・市場町が、バイエルン領邦議会に参加する権利のあった都市・市場町のうち、特に上位に位置する共同体であった点である⁷⁷。バイエルンではすべての都市・市場町のうち、上位の都市・市場町の「格」が領邦議会への参加を通して上昇し、その結果、議会でこれらの都市・市場町の代表を務めた上層部の市民家系が、身分的に「都市貴族」として閉鎖化していった可能性が考えられる。

もっともフェントがあげた都市・市場町の上層部のうち、居城都市や首都の上層部は、この時期にさらなる身分の上昇と、他の上層部との差異化をめざしていたようである。1577年の領邦議会では、4つの首都の門閥が、彼らの所有する農村の土地財産に対して与えられた賦役に関する特権を、「首都」ではないブルクハウゼンの門閥には与えないようにバイエルン公に願っている⁷⁸。ブルクハウゼンの門閥は、16世紀初頭に同市が新たに地方政庁の在所となったこ

73 Ziegler, Walter u.a. (Bearb.): *Altbayern vom Frühmittelalter bis 1800, Dokumente zur Geschichte von Staat und Gesellschaft in Bayern*, 3. Bd., Teil 1, München 1992, S. 309 (Dokument Nr. 43). [Ciues. Patritij. Has ciuitates et oppida incolunt ciues, primi ordinis ex tribus statibus Bauariae; ijsque in quibusdam vrbibus et oppidis – praesertim Monachio, Landshuto, Burckhusio, Strubinga, Ingolstadio, Wasserburgo, Brunonia, Rosenhemio – mixtj sunt patritij, qui ut plurimum de proprijs uiuunt redditibus].

74 Lanzinner: Fürst, S. 334; Schattenhofer: Patriziat, S. 888; Lieberich: Die bayerischen Landstände, S. 144.

75 注72の史料を参照。都市と市場町との相違については注34にあげたホフマンの研究を参照。

76 レントマイスターについては以下を参照。小野義彦「1512年のレントマイスター訓令 (バイエルン) について」(岩手大学人文社会科学部『アルテス・リベラレス』第40巻、1987年)、21頁。

77 これについては著者が、ミュンヘン大学に提出した博士論文 (出版準備中) の第3章第1節で分析している。Vgl. Oba, Haruka: *Die Städte und bayerische Landtage im späten 16. Jahrhundert. Verfahren - Organisation - Gravamina*, Lit-Verlag. (近日中に出版予定)

78 Krenner, Franz v.: *Der Landtag im Herzogthume Baiern vom Jahre 1557, 1803*, S. 90f.

とから、その地位を上昇させつつあった。賦役の特権もこの流れの中で4つの首都の門閥に加え、ブルクハウゼンの門閥に与えられたのであろう。このため4つの首都の門閥は反発し、ブルクハウゼンの門閥と自分たちとの差異化を君主側に求めたとみられる。

「都市貴族」への言及に話を戻そう。16世紀末には上記の史料の他、教会簿に「都市貴族」という記述が現れていたことを、ヘルムート・シュターレーダーが確認している。この記述は1596年に居城都市ミュンヘンのフラウエン教会で、ルドルフ・リークザルツ (Rudolf Ligsalz) の洗礼が行われた際に現れた。洗礼の時、父親のヴォルフガング・リークザルツ (Wolfgang Ligsalz) は自分の名前を「都市貴族」という言葉とともに教会簿に記した⁷⁹。インゴルシュタット大学の学生登録簿における記入と同様に、この時期のミュンヘンの都市貴族の構成員は「都市貴族」という名称を明記・自称することで、対外的な閉鎖化を試みていたのであろう。

(2) 17世紀：「門閥リスト」(Geschlechter Zetl)

17世紀になると、居城都市ミュンヘンでは Geschlechter Zetl という門閥の名前を記したリスト(以下、「門閥リスト」と略記)が書かれた。これについては既に先行研究が触れている⁸⁰。この文書は、カール・ホフマンによると1630年前後に書かれた。「都市貴族」という言葉はこのリストには明記されていないが、この文書は都市貴族の構成員が具体的に誰であったのかを示す貴重な史料とみなされている。というのも、シャッテンホーファーが指摘しているように、帝国都市には同種とみなされ得る「門閥本」があり、ここに都市貴族の構成員の名前が記されていたためである⁸¹。先行研究は、ミュンヘンの門閥リストに名前があげられた個々の人物について、出自や家族構成を詳しく調べてはいない。したがって本稿ではこれを行うことで、都市貴族の実態解明に努めたい。

門閥リストに掲載された人名を、史料に挙げられた順序で列挙し、各種の先行研究や史料から今回得られた情報を名前の右側に追記すると、表1のようになる。このリストからは、苗字と名前の両方が記されたケースに加え、「息子」や「娘」あるいは「未亡人」という言葉とともに、名前だけが記されたケースもあったことが確認できる。女性に関しては、苗字の女性形だけが記されたケースもあったようだ⁸²。以上をふまえて門閥リストを見てみると、リストには最初にミュンヘンの市長とその息子たちの名前、次に内参事会員とその息子たちの名前があげられていることがわかる。その次に都市上級裁判官など、市長・内参事会員以外の都市の重役経験者の名前が記入されている。その下には幾らかの空間をあけて数名の男性の名前が記され、それに続いて既に名前が挙げられている男性の妻や娘、未亡人の名前が記されている。男性の名前が上方に、女性の名前が下方にあげられていること、市長の名前が内参事会員より先に記入されていることから、このリストの名前の順序は、当時のミュンヘンにおける都市貴族内部の序列を表していたと考えられる。

次に、リストにあげられた個々の人物の身元を、先行研究や史料をもとに確認していきたい。ハンス・ダヴィッド・プロンナー (Hans David Pronner) については、プロンナー家のヴォルフ

79 Stahleder: Beiträge, Die Ligsalz, S. 233.

80 BayHStA, GL Fasz. 2627, Nr. 34.

81 本稿の注34のシャッテンホーファーとホフマンの研究を参照。

82 例えばバルト家 (Bart) の女性は Bartin というように、女性を示す「-in」という接尾辞とともに苗字のみが記されているケースが確認できる。

名前	各種の先行研究・史料に基づく関連情報 * 書誌情報については本文を参照
Hans Hörl	市長：1598～34年
Hans Lienhard Hörl	Hans Hörl の息子、市長：1603～32年、34～38年
Friedrich Ligsalz	市長：1608～49年
Ferdinand Ligsalz	Friedrich Ligsalz の息子
Alexander Ligsalz	市長：1608～49年
Sebastian Voglmair	市長：1623～31年
Albrecht Ligsalz	市長：1625～37年
Hieronimus Keiss	市長：1625～32年
Wilhelm Altersheimer	内参事会員：1615～32年
Ferdinand Barth	内参事会員：1623～33(?) 年
Rudolph Ligsalz	内参事会員：1623～34年
Franz Füll d. Ältere	内参事会員：1625～30年
Max Ridler	内参事会員：1626～69年
Hans Heinrich Fendt	内参事会員：1626～27年
Dr. Schobinger	1631年から内参事会員
Wiguleus Widmann	1602年の都市上級裁判官
Carol Ligsalz	内参事会家系の出自
Georg Andre Ligsalz	内参事会家系の出自
Ferdinand Nadler	1608年の都市上級裁判官、同家の Albert は1605年の都市上級裁判官、同家の Jeronimus の妻はシュレンク家の娘
Hans Ligsalz	都市中隊長
Hans Ligsalz	対粉屋裁判官
Hans David Pronner	内参事会家系の出自
Georg Füll	内参事会家系の出自
Hans Georg Ligsalz	内参事会家系の出自
Stephan Plaichshirn	ランツフートの内参事会家系の出自
Franz Füll d. Jüngere	内参事会家系の出自。Franz Füll の息子
Ferdinand Hörl	内参事会家系の出である Andre Hörl の息子
Max Altershamer	?
Andre Hörl の妻	内参事会家系の出である Andre Hörl の妻
Caspar Barth の妻	内参事会家系の出である Caspar Bart の妻
Wolf Ligsalz の妻	内参事会家系の出である Wolf Ligsalz の妻
Schöttl 家の未亡人	都市中隊長である Schöttl 家の男性の妻?
未亡人 Pirckhmair	バイエルン公の評議官である Dr. Pürckmair の妻?
娘 Machilda Ligsalz	内参事会家系の出自
2名の Nadler 家の娘	都市上級裁判官を輩出した Nadler 家の出自
Ursula Ligsalz	内参事会家系の出自
Sabina Keiss	内参事会家系の出自
Gabriel Ridler	内参事会家系の出である Gabriel Ridler の妻
Marpechl 家の娘	?
Lündauer 家の娘	おそらく内参事会家系である Lündauer 家の出自
Hans Barth の妻	内参事会家系の出である Hans Bart の妻
Sper 家の妻	?
Sebastian Füllin	内参事会家系の出である Sebastian Füll の妻

表1 「門閥リスト」(Geschlechter Zetl)

ガング・ヤーコブ (Wolfgang Jacob) という人物が1630年代に内参事会員となっていることが確認できる。ハンスはこの内参事会員の息子であろう⁸³。未亡人の Sperin は16世紀末に「エーデルマンズフライハイト」を授与されたシュペル家の男性構成員の妻と考えられる⁸⁴。ピルクマイアー (Pirckmair) という苗字の女性については、同家のヒラリウス (Hilarius) という男性が学位を取得し、17世紀初頭にバイエルン公の宮廷評議会 (Hofrat) の評議官となったことが先行研究から確認されるため、この女性はヒラリウスの妻であった可能性が高い⁸⁵。ヴィグロイス・ヴィードマン (Wiguleus Widmann) は、1602年頃にミュンヘンの都市上級裁判官を務めている。また、同家のトーマス・ヴィードマン (Thomas Widmann) が、1585年にミュンヘンの最有力の都市貴族家系であるバルト家のマグダレーナと結婚していたことが確認できる⁸⁶。フェルディナント・ナードラー (Ferdinand Nadler) については、1607年に都市上級裁判官を経験していたことが確認できる。同家系のアルベルト・ナードラー (Albert Nadler) も1605年に都市上級裁判官を務めていた。また、同家系のイエロニムス・ナードラー (Jeronimus Nadler) は最有力の都市貴族家系であるシュレンク家のアポロニアと1567年に結婚していたようだ⁸⁷。シュテファン・プライヒスヒルン (Stephan Plaichshirn) については、ミュンヘンの史料からは出自に関する情報が得られない。しかし、ミュンヘンに次ぐ居城都市であったランツフートの年代記を確認すると、同市の都市参事会員にクリストフ・プライヒスヘルン (Christoph Plaichshern) という人物がおり、彼が1579年からランツフートの市長を務めていることから、クリストフはこの家系の出であったと考えられる⁸⁸。

以上の調査から、1630年代に書かれた門閥リストには、①市長と内参事会員を輩出した中核的な都市貴族家系に加え、②都市上級裁判官などの都市の重役を担い、且つ中核的な都市貴族家系と婚姻で結ばれていた者、③学歴を持ち、バイエルン公の中央諸官庁で評議官として努め、且つ都市貴族の中核的な家系と婚姻で結ばれていた者、④「エーデルマンズフライハイト」を与えられた者がいる家系に属する者、⑤ランツフートなど、他の有力都市の都市貴族家系の者などが含まれていたと考えられる。これらの人物の大半が、ミュンヘンの都市貴族に属していたのであろう。ただし、門閥リストは明らかに当時のすべての都市貴族家系の苗字を記載してはいない。というのも、1630年前後にミュンヘンの市長あるいは内参事会員であった家系の数は、カードに記載された家系の数より多かったためである。例えば、同時期に内参事会員を輩出し、明らかに都市貴族であったと考えられるリンダウアー (Rindauer) 家やヴァイラー (Weyler)

83 Fischer: Die Verwaltungsorganisation, Abb. III.

84 Vgl. Lieberich: Die bayerischen Landstände, S. 158. 「エーデルマンズフライハイト」とは、領邦バイエルンに特有の特権で、「荘園」の外で所有する土地財産の上での下級裁判権・賦役権の行使、ラント裁判区での狩猟権の行使を意味した。ただし、これは制限付きで授与されることもあり、市民上層部でこれを授与された者に対しては、財政上の用益権だけが認められた場合も少なくない。Vgl. Lanzinner: Fürst, S. 237; Kraus, Andreas (Hg.): Handbuch der Bayerischen Geschichte, Bd. 2 (begründet v. Max von Spindler): Das alte Bayern der Territorialstaat von Ausgang des 12. Jahrhunderts bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts, 2. Aufl., München 1998, S. 635.

85 ホフマンは著書の中で Pinckhauer と記しているが、史料を確認したところ実際は Pirckmair という名前であることが判明した。Vgl. Hoffmann, Landesherrliche Städte, S. 468.

86 Vgl. Stahleder: Beiträge, Die Bart (28e); Fischer: Die Verwaltungsorganisation, Abb. IV. シュターレーダーの論文には、人物ごとに数字が付けられている。したがって本稿では、頁数を記すよりも、人物番号をあげた方が読者にわかりやすいと思われる場合は、人物番号のみを記しておく。

87 Stahleder: Beiträge, Die Schrenk (34a); Fischer: Die Verwaltungsorganisation, Abb. IV.

88 Staudenraus, Alois: Chronik der Stadt Landshut in Bayern, 2. Teil, Landshut 1832, S. 33.

家の苗字が記されていないことは、不自然である⁸⁹。したがって当該の門閥リストは、ある催しの際に作成され、それに参加しなかった都市貴族家系の苗字・名前については、記載されないままになっていたと考えられる。このリストに多くの未亡人や子どもの名前が記されていることは、注目に値する。子どもの同席は、第一に婚姻との関係で注目される。婚姻は家族のステータスを上げたり維持したりするのに重要であったため、どの家にとどの年齢の子どもがいるのかを把握することは、都市貴族にとって重要であったと考えられる。また、子どもの同席は、子どもに成人の都市貴族たちが他の市民と自分たちとの差異を教える機会になっていた可能性も考えられる。未亡人の名前の記載は、都市貴族の成人男性が死亡した後も、その妻や子どもが都市貴族であり続けたケースがあったことを証明していると言えよう。

まとめ

本章ではバイエルンの都市貴族について考察してきた。同領邦では16世紀半ばにかけて、領邦議会など領邦レベルの仕事で重要な役割を果たしていた都市の門閥が、他の都市の市民に対して徐々に閉鎖化していった。中でも4つの首都の門閥は16世紀後半に結束を強め、さらなる身分的上昇を求めて「都市貴族」と自称するようになったと考えられる。君主側も彼らの願いに応じ、特権に関する条令の公布を通して市民内部の差異化に関与した。17世紀半ばには君主側も4つの首都の門閥を「都市貴族」と呼び始め、その中の幾つかの家系を特に優遇することで、都市貴族内部にも格差を設ける動きを見せている。17世紀末以降は、新たに都市貴族に加わる家系が君主側によって証書で認可されるようになったが、これは下級貴族の増加と台頭に対する上級貴族の不満を考慮し、君主側によって受動的に行われた統制の一つであったとみなされる。以前から都市貴族に属していた家系に君主側が介入し、都市貴族から除外するような統制は見られない。

都市貴族が記した文書の分析から、本稿では、「都市貴族」という枠組み・ステータスの表出が、都市参事会や宮廷の役職に就いている男性、あるいは「エーデルマンズフライハイท์」を与えられている男性より、むしろ彼らの妻や未亡人、子どもにとってより重要であった可能性が高いことがわかった。役職を持つ男性は、仕事の遂行や役職名によって彼らのステータスを対外的に示すことができた。これは逆に、男性が死亡した場合にその妻子が都市貴族のステータスを失いかねなかったことを示唆している。「都市貴族」という身分的な枠組みが最初に都市貴族の方から主張されたことは、この格下げの可能性を減らす意味もあったと考えられる。身分的な枠組みは、身分的なステータスを可視化・誇示できるような特権を集団として君主から獲得することによって強化され得たが、これらの特権により、例えば父親の死亡により母子家庭となった家の男子が成長して都市の要職に就くまで、あるいは残された未亡人が余生を都市貴族として過ごし、死亡するまで、家族のステータスが維持されたと考えられる。この意味において、衣服条令など外見の差異の視覚化に寄与する特権は、特に女性や子どもにとって必要不可欠であったと考えられる。「都市貴族」とは、都市の要職をベースにした人的集団の呼称であると同時に、集団の中にいながら都市統治に携わっていない妻子・未亡人のステータスを守るためにも不可欠な身分的枠組みであったと言えよう。都市統治とは関係のない年若い男性

89 Fischer: Die Verwaltungsorganisation, Abb. III.

が大学の学生登録簿に「都市貴族」と記していたことも、これを裏付けている。

おわりに

本稿では近世の領邦バイエルンの都市貴族に注目し、都市貴族の再考と実態解明に努めてきた。近世の都市上層部の身分的な上昇が家族の問題であったことは、これまで暗黙の了解とされながらも包括的には考察されてこなかった。先行研究はもっぱら成人男性のみに目を向けていた。「都市貴族」という身分的な枠組みが都市の要職を担う成人男性のみならず、女性や子どもにとっても重要なものであった側面に、今後は今以上に意識が向けられるべきであろう。というのも、要職をベースにした都市貴族のステータスは、成人男性の不在あるいは彼が都市統治から離れることによって失われかねず、これは「下への社会的流動性」と関係し得たためである。都市貴族に対する身分的な特権の授与は、この「下への社会的流動性」を防止していた側面があった可能性が高い。というのも、例えば衣服に関する特権などにより、未亡人や母子家庭の子どもも自らの家のステータスを対外的に可視化することができたためである。ただし、この種の特権がどこまで家族の没落を防止し得たかは不明である。出自が都市貴族への所属の重要な要素であった一方で、都市貴族は貴族身分のような出生身分ではなかった。彼らはいくまで市民であり、所属する家系にもある程度の流動性があった。そのため、百年以上都市統治に継続的に関与した一部の家系はともかく、新たに都市統治に関与するようになった家系には没落の可能性が一定期間つきまとっていた可能性が高い。この点についてはさらなる検証が必要であろう。

都市貴族が16～18世紀の間に閉鎖化し、身分的に上昇していくプロセスに関しては、その推進力が都市貴族側にあったと言える。バイエルンの場合は、最初は領邦議会で発言力を持っていた都市の門閥が全て似たような立ち位置にあったが、16世紀半ばから4つの首都の門閥が身分的閉鎖化を強め、君主に新たな特権授与を求めつつ、「都市貴族」と呼ばれる身分的集団へと変容した。1670年代からはバイエルン公が都市貴族の新構成員を認可することが規定されているが、これは都市貴族の変容が君主側によって主導されたことを意味しない。この動きはむしろ、都市貴族やその他の市民上層部によって引き起こされた「上への社会的流動性」が大きな流れになりすぎたため、君主側が旧来の身分制秩序を維持するために受動的に対応した結果とみなされる。つまり、君主側による能動的な規律化とは言えない。

規律化については、2003年に領邦身分制に関する研究動向をまとめたカーステン・クリューガーが、2005年にゲルハルト・エストライヒの遺稿を包括的に見直し、①エストライヒが17世紀以降の「社会的規律化 (Sozialdisziplinierung)」に対し、16世紀の君主側の対応を「社会調整 (Sozialregulierung)」と表現していたこと、②先行研究が前者のみに着目し、後者については考察してこなかったことを批判している。クリューガーは前者が君主側による能動的な動きであるのに対し、後者は受動的な「リアクション」であったことに注意を喚起している⁹⁰。これに対し本稿の考察は、バイエルンでは君主側の統制が17世紀末においても能動的なものとは言えず、むしろ受動的なものであった事例を提示している。神聖ローマ帝国における「絶対主義的ではないもの」の証明が進められて既に久しいが、本稿の検証もこれに沿う結果となった⁹¹。

今後の課題としては、上述のように「下への社会的流動性」に関する考察があげられる。貴族の「下への社会的流動性」と都市貴族の「上への社会的流動性」との関係も、女性や子ども

に意識を向けた上で再検証する必要があるだろう。このほか、①都市貴族の女性が宮廷との関係でどのような仕事に携わっていたのか、②彼女たちがその財力を基盤にどのような活動を行っていたのか、③都市貴族の子どもたちは都市貴族のステータスを守るためにどのような教育を受けていたのか、といった側面の探究も重要である⁹²。このような作業を通して神聖ローマ帝国の身分制と市民上層部との関係、市民と貴族との緊張関係を再考し、近世の非常に複雑な社会構造の変化をとらえ直すことが、「初期近代」とも呼ばれる近世のダイナミズムの解明に必要とされている。

-
- 90 Krüger, Kersten: Policy zwischen Sozialregulierung und Sozialdisziplinierung. Reaktion und Aktion - Begriffsbildung durch Gerhard Oestreich 1972-1974, in: ders. (Hg.): Formung der frühen Moderne. Ausgewählte Aufsätze, Münster 2005, S. 225-234. このほか、本稿の注11に挙げたクリューガーの著書を参照。エストライヒの「社会的規律化」については以下も参照。千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」(明治大学法律研究所『法律論叢』第67巻第2・3号、1995年) 479～507頁；ゲルハルト・エストライヒ著、阪口修平他訳『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』(創文社、1993年)。
- 91 「社会調整」については「宗派化」との関係のところでも再考の余地がある。というのも、1990年代から盛んになった宗派化の研究は、エストライヒの「社会的規律化」に対する批判として出されたが、時期的には「社会調整」の時期とかなり重なっているためである。
- 92 バイエルンの宮廷と女性との関係については、ブリッタ・ケグラーが興味深い研究(博士論文)を発表している。彼女はジェンダー史とは一線を画す形で17世紀後半のバイエルン宮廷の女性たちに注目し、彼女たちの仕事や俸給、公子・公女の養育・世話、政治への関与の可能性などを多角的に分析し、宮廷に仕えた都市貴族の女性たちにも言及した。ケグラーは、これまで考えられてきたよりも女性たちが宮廷での仕事を通して自らの家族を経済的に支え、時には学生のために奨学金制度を整えるなど、さまざまな活動に関与していたことに注意を喚起している。Vgl. Kägler, Britta: Frauen am Münchener Hof (1651-1756), Kallmünz/Opf 2011.